

経営健全化に関する施策

(フォローアップ用)

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
定員管理		<p>菟野町行政改革アクションプログラムに基づき、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に総職員数を320人から307人(4.1%)に計画どおり削減することができた。今後においても、国、県からの権限委譲による事務量の増加に対応しつつ、民間委託、退職者の補充等を適正に運用し現状の総職員数を維持するよう努める。下水道部門の職員数は、H17(14人) H21(11人)となっている。</p>
給与のあり方		
給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>平成18年度の給与構造改革については、対応済み。 地域手当については、人事院並びに三重県人事委員会の給与勧告に基づき、三重県内の民間の賃金水準を勘案し、また地域手当支給地域となっている四日市市と隣接していることから地域手当を3%支給しているが、制度の趣旨と社会経済情勢等を踏まえ見直しを平成23年度 計画終了年度までに検討する。</p>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等はいない。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方		<p>H16年度まで退職時特別昇給を行っていたが、H17年度から廃止している。</p>
福利厚生事業のあり方		<p>地方公務員等共済組合法に基づき、定められた負担率で支出している。</p>
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		<p>下水道使用料徴収事務を水道課に委託している。</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>マンホールポンプ維持管理業務、管路清掃業務、管路調査・補修業務、流入水質分析業務、下水道台帳入力業務等の維持管理業務を民間に委託している。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		平成23年度において、 m^3 あたり160円を目途に料金体系の見直しを含めた使用料の改定を行い、その後、3年ごとに使用料の改定を行う。(改善効果額 = 使用料単価差 × 有収水量) 平成24年度において、 m^3 あたり150円を目途に料金体系の見直しを含めた使用料の改定を行った。 また、下水道整備の進捗に合わせて、利用率を向上させる努力を行うことにより有収水量の確保・向上を図る。(改善効果額 = 有収水量の増加)
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報公開		決算状況等について、広報誌への掲載、HPによる公開を行う。
行政評価の導入		総合計画の進行管理(推進計画の事業評価)に活用している。
4 その他		資本費平準化債の借入等依然として企業債現在高が増加するため、計画期間中の削減は困難ではあるが、建設コストの縮減努力を行い、借入額の抑制を図ることにより残高の増加率の低減に努める。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。